

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

東近江市

目 次

第1章 はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 東近江市における被害の想定と社会への影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 具体的な対策（主要6項目）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 発生段階・・・ 13

第3章 各発生段階における対策

- 未発生期・・・ 15
- 海外発生期・・・ 19
- 県内未発生期・・・ 22
- 県内発生早期・・・ 25
- 県内感染期・・・ 29
- 小康期・・・ 33

参考資料

- 1 特定接種の対象となる業種・職務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 用語集・・・ 47
- 3 東近江市新型インフルエンザ等対策会議及び対策本部規程・・・・・・・・・・・・・ 53
- 4 東近江市新型インフルエンザ等対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第1章 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現し、およそ10年から40年の周期で発生している。

このような状況からほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様の現象が発生する可能性のものがある。

このように、健康被害や社会的影響が大きくなる新型インフルエンザ及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関及び事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、万全の態勢を整備し対策の強化を図るため制定されたものである。

2 策定の経緯

国では、特措法の制定以前から新型インフルエンザ対策について、平成17年に「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。また、策定以後、数次の一部改定を行ったが平成25年6月に特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定した。

県では、平成17年に「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、一部改定を経て、平成26年3月に特措法に基づく「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

市では、平成21年5月に「東近江市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、今回特措法に基づく「東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市

行動計画」という。)を策定するものである。

3 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

市は、特措法第8条の規定により、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、「市行動計画」を策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定めるものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、市行動計画の対象となる感染症は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画と同様に次のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することや阻止することは困難であり、仮に病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が世界中のどこかで発生すれば、市民の生命、健康及び経済全体に大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等の患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制の許容範囲を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

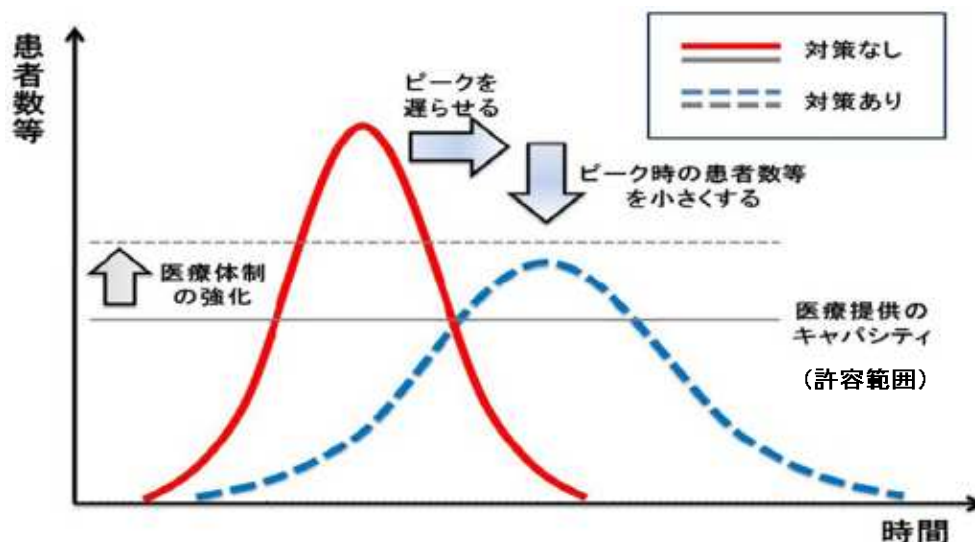
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減少させる。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減少させる。

イ 事業継続計画の作成、実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する事業の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の対策は、過去の経験等から、ひとつの対策に偏重することは大きなリスクを背負うことになりかねないため、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

そのことから、行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

また、新型インフルエンザ等の発生から流行が収まるまでの状況に応じて、総合的及び効果的に組み合わせてバランスのとれた各種対策を実施できるよう、次の点を柱とする一連の流れを確立する。

- (1) 発生前の段階においては、国及び県等と連携し、情報収集に努めるとともに、発生に備えた事前準備を行う。
- (2) 発生当初の段階においては、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、不要不急の外出自粛及び施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。
- (3) 病原性や感染力等に関する情報が限られている場合は、過去の知見等を踏まえ最も大きい場合を想定した対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価するなどして適切な対策へ切り替える。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小及び中止を図るなど見直しを行う。

- (4) 感染が拡大した段階においては、国や県及び事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、病原性及び感染力等の病原体の特徴や流行の状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行の可能性、市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

また、社会的な緊張等により、想定外の事態が生じるおそれがあることから、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが必要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の対策は、日頃からの手洗いやうがいの励行等、季節性インフルエンザへの対策が基本となるが、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合は、マスクの着用等の公衆衛生対策がより重要である。

また、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応と、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請及び各事業者における業務縮小等によ

る接触機会の抑制等の医療対応以外の対策を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の対策については、社会全体で取り組むことにより初めて効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろんのこと、感染拡大を防止する観点から、継続する業務の絞り込み等の対策を検討することが重要である。

さらに、事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供が低下する可能性を許容すべきことを、市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があるため、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に特措法や感染症法及びその他の法令、それぞれの行動計画や業務計画に基づいて相互に連携協力し、的確かつ迅速な新型インフルエンザ等対策の実施に万全を期すため、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。具体的には、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等市民の権利と自由に制限を加える場合は必要最小限とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、病原性の程度や各種対策等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るため、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではない。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

国及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成、保存及び公表する。

4 東近江市における被害の想定と社会への影響

(1) 流行規模及び被害の想定

市内の流行規模は、県の推定値を市人口当たりに換算して、医療機関を受診する患者数を約12,000人から23,000人と推計した。

また、発病率については、政府行動計画に基づき、人口の25%が罹患するものとし、死亡率については、中等度の場合は致命率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度の場合は致命率2.0%（スペインインフルエンザ）と想定した。

これらの推計については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、新感染症で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に対応する必要があることから特措法の対象となった。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討及び実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染及び接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、次のような影響が考えられる。

ア 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。

イ 罹患者は7日から10日間程度罹患し欠勤する。

ウ ピーク時（約2週間）に自身の発症での欠勤者は、約5%程度と予想される。

エ ピーク時（約2週間）に看護等での出勤困難者は、最大40%程度と想定される。

<流行規模及び被害の想定>

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約2.9万人	
③医療受診者	約1,300万人～2,500万人		約14.4万人～27.6万人		約1.2万人～2.3万人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約480人	約1,800人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約150人	約580人
⑥最大入院患者数 (1日あたり)	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約 90人	約360人

※市の人口115,758人(平成26年3月末日)

5 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援し、国全体として万全の態勢を整備する。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が示す基本的対処方針に基づき、区域に係る対策を総合的に推進するとともに、地域医療体制の確保やまん延防止に關する確な判断と対策を実施する。

(3) 市

市は、住民に最も近い行政単位であることから、地域住民に対するワクチンの接種、生活支援、要援護者への支援等、国が示す基本的対処方針に基づき対策を実施する。

なお、感染症法における地域医療体制の確保やまん延防止に關しては、県と協議を行い発生前から連携を図っておく。

(4) 医療機関

医療機関は、健康被害を最小限にとどめるため、発生前から地域医療体制の確保を図り、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。

また、発生時においても医療の提供を確保するため、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療を提供する業務、又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う市内事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社

会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者は、発生に備えて職場における感染対策を行うとともに、発生時には感染防止の観点から、一部の事業縮小や多数の者が集まる事業を行う場合は、感染防止の措置を講ずるよう努める。

(7) 市民

市民は、発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても実施しているマスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努め、発生時には発生の状況や予防接種等実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努める。

6 具体的な対策（主要6項目）

新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための具体的な対策として、下記の6項目を実施する。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、市民の生命、健康に甚大な被害を及ぼし、社会経済に影響をもたらすおそれがあり、国、県、市及び事業所等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等の未発生期又は国外発生期に東近江市新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を必要に応じて設置し、情報の収集及び分析をするとともに、今後の対策について協議する。

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、東近江市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、感染の発生段階に応じて執るべき対応を迅速に決定する。

また、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合は、発生段階に関わらず、速やかに市対策本部を設置する。

市対策本部は、国が示す基本的対処方針、市行動計画に基づき、関係機関と協力連携し各段階における対策を実施する。

<対策会議及び対策本部構成員>

新型インフルエンザ等対策会議	新型インフルエンザ等対策本部
< 構成員 >	< 構成員 >
委員長 副市長	本部長 市長
委員 教育長及び部長級の職にある者 のうちから委員長が指名する者	副本部長 副市長 教育長
事務局 健康推進課	本部員 部長級の職にある者のうちか ら本部長が指名する者
	事務局 健康推進課

(2) 情報収集、情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国、県、市、医療機関、事業者、個人がそれぞれの役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、相互のコミュニケーションが必須である。

また、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が多様であることから、受け手に応じた情報提供ができるよう、インターネットを含めた多様な媒体を用いて分かりやすい内容で、できるだけ迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報等を医療機関、事業者及び市民等に情報提供をする。

特に、園児及び児童、生徒等に対しては、学校等で集団感染が発生した場合、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市関係部局と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、対策の実施状況等を患者等の人権にも配慮し、分かりやすく迅速に情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、テレビ、新聞等のマスメディアの協力が不

可欠である。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝える事が重要であり、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、及び個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

オ 情報提供体制

情報提供体制に当たっては、提供する情報を集約し、統一した内容を一元的に発信する体制を構築することが肝要であり、市対策本部に広報担当を設置し、適時適切に情報を提供する。

(3) 予防及びまん延防止

ア 予防及びまん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることにより医療提供体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

個人対策、地域対策、職場対策及び予防接種等の複数の対策を組み合わせ実施するが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果や影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や対策の縮小、中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期段階から、患者に対する入院措置や患者の同居者といった濃厚接触者に対する感染を防止するための協力等、感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するように促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態に、県が不要不急の外出の自粛要請等を行った場合や施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係機関と連携し市民等に対して周知する。

地域対策及び職場対策については、発生時の初期段階から個人における対策のほか、地域や職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチン接種により発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため。」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時で行われる予防接種である。

特定接種の対象者は次のとおりである。

- (ア) 登録事業者のうち、一定の業務に従事する者
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、上記対象者のうち市の接種対象となる職員に対して、市が実施主体となり原則として集団的接種を実施する。

ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置のひとつとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により実施する。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により実施する。

また、予防接種の対象者及び期間は、政府対策本部において、基本的対処方針により決定される。

なお、市は予防接種の実施主体となり、集団的接種を原則として実施するとともに、円滑に実施できるよう接種体制の構築を図る。

(5) 医療

県は、医療提供体制の整備や確保等に関する対策を実施し、二次医療圏域を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実

情に応じた医療体制の整備を推進する。市は県からの要請に基づき、適宜協力する。

ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠な要素であり、社会、経済活動への影響を抑制する大きな役割を果たす。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限りがあることから、効率的及び効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが必要である。

イ 発生前における医療提供体制整備

県と連携し、市医師会、市薬剤師会、市内の医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置する等、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備をする。

ウ 発生時における医療提供体制の維持及び確保

医療分野の対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、医師会・病院等の関係機関とのネットワークを活用することが重要である。

既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、県が臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保するに当たり、県と市が連携を図る。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、国、県、市及び医療機関等は特措法や感染症法等に基づき、相互に連携を図りながら事前に十分準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

しかしながら、地域での発生状況は様々であり、発生段階は国と協議し県が判断することから、県が示す段階等に応じて市行動計画で定めた対策を実施する。

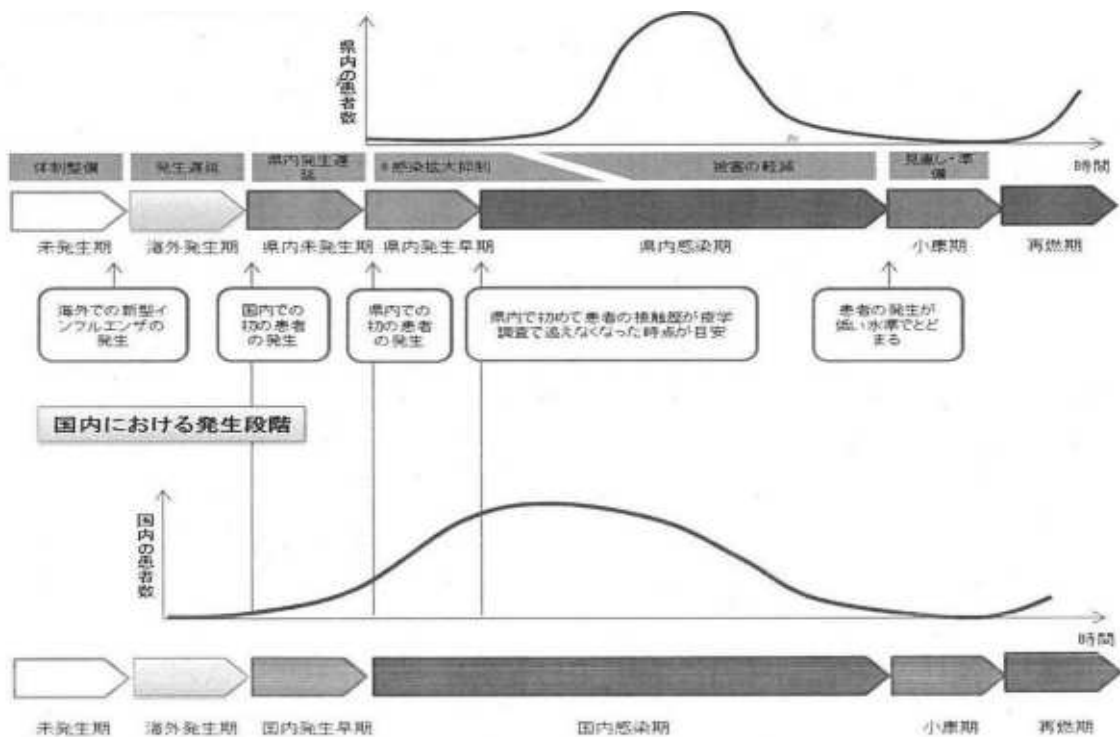
なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階ど

おりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

<市行動計画の発生段階>

発生段階	状 態	WHOのフェーズ
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	フェーズ 1・2・3
海外発生期	海外で、新型インフルエンザ等が発生した状態	フェーズ 4・5・6
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では発生していない状態	
県内発生早期	県又は市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期	大規模流行が発生し、患者の接触歴が追えなくなった状態	ポストパンデミック期
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態	

<県・市における発生段階>



第3章 各発生段階における対策

本章では、14頁の発生段階に基づき、市行動計画の主要6項目ごとに各部局がとるべき対応を記載している。ただし、新型インフルエンザ等発生時の対応は想定どおりに進まないことも考えられるため、新たに発生した内容については、その都度関係部局間で調整を行うものとする。

未発生期

状態
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態
目的
・ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係団体等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 行動計画の策定

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や対策マニュアルの策定を行い、必要に応じて見直す。

(2) 体制の整備及び連携強化

ア 庁内の取組体制を整備及び強化するために、必要に応じて市対策会議を開催する。

イ 初動対応体制の確立や情報共有及び発生時に備えた業務継続計画を作成する。

ウ 県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。

エ 県の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家及び職員等を養成する。

2 情報収集、情報提供及び共有

(1) 情報収集

国及び県等を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する必要な情報を収集する。

(2) 情報提供

ア 感染対策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう情報提供を行う。

イ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(3) 情報提供体制整備等

ア 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

イ 各種広報等を通じ、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供を行うとともに、分かりやすい日本語や多言語による情報提供も併せて行う。また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、情報提供に利用可能な媒体や機関について検討する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県からの要請に基づいて相談窓口等の設置準備を進める。

3 予防及びまん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

(ア) 市、学校及び事業者は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい及び人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぐ等、感染を広げないための基本的な感染対策について理解促進を図る。

(イ) 緊急事態宣言がされた場合は、県が行う不要不急の外出の自粛要請の感染対策について協力する。

イ 地域対策及び職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

地域対策として、施設の使用又は催し物の制限の要請等の対策について準備

及び周知を行う。

(2) 感染防護用品の備蓄

防護服、マスク、使い捨て手袋、手洗い石けん及び消毒薬等感染防護用品の備蓄について、準備計画を立て、計画的に備蓄を開始する。

4 予防接種

(1) 登録事業者の登録

県が行う特定接種に係る登録事業者の登録手続き等について協力する。

(2) 接種体制の構築

ア 特定接種

(ア) 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。

(イ) 集団接種を原則とし、特定接種の対象となり得る職員に対し、速やかに接種が実施できる体制を整える。

(ウ) 県との連携のもと、国が行う特定接種事業者の登録に係る周知や登録事務等について協力する。

イ 住民接種

(ア) 住民接種は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、本市の区域内に居住する者に対し、予防接種を実施することを原則とする。

(イ) 国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得ながら、市民に対し、原則として集団的接種により速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(ウ) 県の支援を得ながら、円滑な接種の実施のために、あらかじめ他市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努める。

(エ) 速やかに接種することができるよう、医師会、事業所、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知及び予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

ウ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

二次医療圏を単位として、東近江保健所が中心となり、医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議への参画及び地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

(2) 研修等

国及び県と連携しながら、医療関係者等に対し行う市内発生を想定した研修や訓練に協力する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市内発生期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(2) 火葬能力等の把握

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備する。

海外発生期

状態
<ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的
<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。・市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報を国、県から収集する。3 市内のサーベイランス・情報収集体制を強化し早期に発見できるようにする。4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。5 市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の準備、予防接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1) 市の体制強化

ア 県が滋賀県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、必要に応じて市対策本部を設置する。

イ 海外において、季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、市は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

2 情報収集、情報提供及び共有

(1) 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等を通じて、必要な情報を収集する。

(2) 情報提供

国及び県と連携し、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な

となる対策等をホームページ等の媒体を活用し、分かりやすく情報提供し、注意喚起を行う。

(3) 情報共有

国や県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(4) 相談窓口の設置

市民からの問合せや相談に対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。

3 予防及びまん延防止

(1) 感染対策の実施

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい及び人混みを避けること等の基本的な感染対策について啓発する。

4 予防接種

(1) 特定接種

特措法第28条第2項に基づく特定接種の指示があった場合は、市の対象となる職員に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の体制の準備を行う。

イ 集団的な接種を行うことを基本として、市民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

ウ ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民に対し積極的に情報提供を行う。

5 医療

(1) 地域医療体制の協力

県等の要請に基づき、各種の対策に適宜協力する。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知

新型インフルエンザ等発生国の帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者について、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」を通じて、県が指定する「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

県が県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における

感染対策を実施するための準備を行うよう要請した時は、必要に応じて、これに協力する。

(2) 遺体の火葬・安置

県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

県内未発生期

状態
・県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的
・市内発生の遅延と早期発見に努める。 ・市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1 国内での新型インフルエンザ等発生状況を的確に把握するため、国及び県との連携を図り、継続的な情報収集を行う。 2 市内で発生した場合には早期発見できるよう、情報収集体制を強化する。 3 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等について、情報収集を行う。 4 海外及び国内での発生状況について市民に注意喚起するとともに、市内発生に備え、国及び県からの情報提供を受け、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。 5 市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1) 実施体制

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国内発生早期に入ったことを県が宣言した場合に、市行動計画等に基づき、対策を協議・実施する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

国内で緊急事態宣言がされた場合、特措法第34条による市対策本部を直ちに設置する。

2 情報収集、情報提供及び共有

(1) 情報収集

国や県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等に関する必要な情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、県が実施するサーベイランス、すべての医師に求める新型インフルエンザ等患者の届出、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生状況の把握等の取組に適宜協力する。

(2) 情報提供

ア 海外発生期に引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、詳細に分かりやすく迅速に情報提供する。

イ 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

(3) 情報共有

国や県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

(4) 相談窓口を設置する。

3 予防及びまん延防止

(1) 感染対策の実施

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう市民に周知する。

(2) 県内へのウイルス侵入の防止対策

県からの要請に応じ、市民に対し可能な限り発生地域への外出を控えるよう理解促進を図り、県外患者との濃厚接触者については、外出自粛要請や健康観察等の措置を行い、また、必要に応じ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施すること等に協力する。

4 予防接種

(1) 特定接種

国の指示に基づきワクチンが確保された場合は、市の対象となる職員に対して特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した時には、国及び県と連携して接種体制の準備を行う。

イ 県の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市対策マニュアルにおいて定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針に基づき、特措法第46

条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。

5 医療

(1) 地域医療体制の協力

県等の要請に基づき、各種の対策に協力する。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知

新型インフルエンザ等発生国の帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者について、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」を通じて、県が指定する「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

県が県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請した時は、必要に応じてこれに協力する。

(2) 要援護者への生活支援

国からの要請を受け、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(3) 遺体の火葬・安置

県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

県内発生早期

状態
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
目的
・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。 2 医療提供体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4 住民接種が早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 実施体制

県が県内発生早期に入ったことを宣言した場合は、国の基本的対処方針、県行動計画、市行動計画等に基づき、対策を実施する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

緊急事態宣言がされている場合、特措法第34条による市対策本部を直ちに設置する。

2 情報収集、情報提供及び共有

(1) 情報収集

- ア 国及び県等を通じて新型インフルエンザ等に関する必要な情報を収集する。
- イ 県等からの要請に応じ、県が実施する新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握などの取組等に適宜協力する。

(2) 情報提供

- ア 市民に対して利用可能な媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な

対策等を詳細に分かりやすく、迅速に情報提供する。

イ 特に、個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

(3) 情報共有

国や県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

(4) 相談窓口の体制充実・強化

相談窓口を設置し、適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

3 予防及びまん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

ア 県が、感染症法に基づき患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うときは、県からの要請に応じ適宜協力する。

イ 県が、業界団体等を経由又は直接住民、事業者等に対して、次の要請をするときは、県からの要請に応じ適宜協力する。

(ア) 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を推奨する。

(イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染対策の徹底を要請する。

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

(エ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

4 予防接種

(1) 住民接種

ア 国が決定した接種順位を受け、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を行う。

イ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校等公的な施

設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市民を対象に集団的接種を行う。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5 医療

(1) 地域医療体制の協力

県等の要請に基づき、各種対策に適宜協力する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

県が、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請があったときは、必要に応じて適宜協力する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

ア 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかける。

イ 県が、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように要請があったときは、必要に応じて適宜協力する。

(3) 遺体の火葬・安置

県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できるように準備を行う。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

緊急事態宣言がされている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。市は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。

(1) 水道の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) サービス水準に係る市民への呼びかけ

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供が低下する可能性を許容すべきこと

を呼びかける。

(3) 生活関連物資の価格の安定等

ア 市民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないように、調査・監視する。

イ 必要に応じ、小売・卸売業者に事業継続を要請するとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

県内感染期

状態
<ul style="list-style-type: none">・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的
<ul style="list-style-type: none">・医療提供体制を維持する。・健康被害を最小限に抑える。・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。2 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減する。4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、治療が必要な患者が適切な医療が受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会生活をできる限り継続させる。6 受診患者数の減少及び入院患者数や重症者数の抑制により、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早急に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

- (1) 緊急事態宣言がされている場合は、速やかに市対策本部を設置する。
- (2) 庁内の重要業務は継続するが、不要不急の業務は縮小し感染防止対策に全力を尽くす。
- (3) 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

2 情報収集、情報提供及び共有

(1) 情報収集

- ア 国及び県等を通じて新型インフルエンザ等に関する必要な情報を収集する。
- イ 県等からの要請に応じ、県が実施する新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握などの取組等に適宜協力する。

(2) 情報提供

- ア 市民に対して利用可能な媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、迅速に情報提供する。
- イ 個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

(3) 情報共有

- ア 国や県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

(4) 相談窓口の体制充実・強化

- ア 相談窓口を継続し、適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

3 予防及びまん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- ア 県が、業界団体等を経由又は直接住民、事業者等に対して、次の要請をするときは、県からの要請に応じ適宜協力する。

- イ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること及び時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ロ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染対策の徹底を要請する。
- ハ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ニ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

4 予防接種

(1) 住民接種

市は、県内発生早期の対策を継続する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

5 医療

(1) 患者への対応等

県等の要請に基づき、各種対策に適宜協力する。

(2) 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者への対応

県が、市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請した場合は、市は県からの要請に応じて適宜協力する。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

ア 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかける。

イ 県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように要請することについて、市は県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

緊急事態宣言がされている場合は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて以下の対策に協力する。

(1) 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

(2) 水道の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る市民への呼びかけ

県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対し、まん延した段階においてサービス提供が低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(4) 生活関連物資の価格の安定等

ア 市民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売・卸売業者に事業継続を要請する。

イ 生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

エ 県の要請に応じ、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

オ 埋葬・火葬の特例等

(7) 火葬炉を可能な限り稼働させる。

(イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

小康期

状態
・ 新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状況
目的
・ 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医療品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 実施体制

県が小康期に入ったことを宣言した場合は、国の対処方針、県行動計画及び市行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

(2) 対策の評価・見直し

市対策本部は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ市行動計画等の見直しを行う。

(3) 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を廃止する。

2 情報収集、情報提供及び共有

(1) 情報収集

海外や国内での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

国及び県からの要請に応じ、県が行うサーベイランスの継続、再流行を早期に察知するため学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握等適宜協力する。

(2) 情報提供

ア 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機能を活用し、第一波の終息と第二波の発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

イ 市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせや、県や関係機関等から寄せら

れた情報等を取りまとめて、情報提供のあり方を評価し見直しを行う。

(3) 情報共有

国や県、関係機関等とインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波の流行に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(4) 相談窓口等の縮小

県の要請を受けて、相談窓口等の体制を縮小する。

3 予防及びまん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて拡大防止策を見直し改善に努める。

4 予防接種

(1) 予防接種

県の協力を得て流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え必要に応じ、市は県の協力を得て流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

5 医療

(1) 医療体制

県からの要請に応じ、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すこと等、各種対策等に適宜協力する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民・事業者への呼びかけ

ア 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当って消費者としての適切な行動を呼びかける。

イ 県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように要請することについて、市は県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◆

国・県・指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態宣言措置を縮小・中止する。

特定接種の対象となる業種・職務について ＊政府行動計画より抜粋

1 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

		社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		
--	--	---	--	--

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険 ・社会福祉 ・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等 卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器 修理業 医療機器 販売業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器	厚生労働省

医療機器 賃貸業			の販売	
医療機器 製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省
空港管理 者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸 業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省

水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資	国土交通省

			の運送	
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生 時における必 要な旅客の運 送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフル エンザ等発生 時における国 民への情報提 供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフル エンザ等発生 時における郵 便の確保	総務省
映像・音 声・文字 情報製作 業	B-3	新聞業	新型インフル エンザ等発生 時における国 民への情報提 供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフル エンザ等発生 時における必 要な資金決済 及び資金の円 滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理 ・用水供 給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフル エンザ等発生 時における必 要な水道、工業 用水の安定 的・適切な供給 に必要な水源	国土交通省

			及び送水施設の管理	
工業用水 水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱 物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品 ・石炭製	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生	経済産業省

品製造業			時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品 (缶詰・農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	経済産業省

食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必	経済産業省

			需品の販売	
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所としての整理とする。

2 特定接種の対象となり得る国家公務員および地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定・総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に従事する者のみ	区分1	各府省庁

諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の 開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈 (行政府)	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺 伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者、・接触者外来の運営、疫学的 調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、 予算の議決、国会報告に係る審議 (秘書業務を含む)	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の 予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈 (立法府)		

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く
求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危
機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等 (刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少 年鑑別所) の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分 1	警察庁

犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 2	
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応およびそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院および各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の事務

1 の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業および下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

用語集

<ア行>

1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人においてパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

<カ行>

2 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

3 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内

科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

4 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

5 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

6 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において国や都道府県が実施するもの

7 空気感染（飛沫核感染）

空気感染とは飛沫感染と異なり、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な喚起システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

8 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

<サ行>

9 SARS（サーズ：重症急性呼吸器症候群）

SARSコロナウイルスにより引き起こされる感染症で、新型肺炎とも呼ばれた。2002年11月に中華人民共和国広東省で発生し、2003年7月に新型

肺炎制圧宣言が出された。

10 サーベイランス

疾患に関して様々な情報を集約して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握及び分析を示すこともある。

11 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関および医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を含む法人で、政令で定めるもの

12 指定（地方）公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

13 死亡率（Mortality Rate）

本計画では、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数

14 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

15 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、

大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

1.6 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

1.7 世界保健機関（WHO：World Health Organization）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

1.8 咳エチケット

厚生労働省が、他の人への感染を防ぐため、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけている感染予防対策

- * 咳・くしゃみが出るときは、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持ってない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- * 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。
- * 咳をしている人にマスクの着用をお願いします。

<ナ行>

1.9 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正

当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

<ハ行>

20 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、本計画では、人口のうち流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

21 パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

22 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

23 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以下の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気の中で1～2メートル以内しか到達しない。

24 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

25 フェーズ

WHOが指定するインフルエンザ等ウイルスの警告レベルで、6段階に分けられている。

レベル1・・・ヒト感染のリスクは低い。

レベル2・・・ヒト感染のリスクはより高い。

レベル3・・・ヒトからヒトの感染は無いが、または極めて限定されている。

レベル4・・・ヒトからヒトへ感染が増加していることの証拠がある。

レベル5・・・かなりの数のヒトからヒトへ感染が増加していることの証拠がある。

レベル6・・・効率よく持続したヒトからヒトへの感染が確立

2.6 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザを用いて製造)

2.7 ポストパンデミック

新型インフルエンザの世界的大流行(パンデミック)が終息に向かい、感染力が季節性インフルエンザと同等程度になった状態

○東近江市新型インフルエンザ等対策会議及び対策本部規程

平成 27 年 2 月 10 日

訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本市において病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症の集団発生及び二次感染の防止に係る緊急対策の実施について協議及び決定するため、未発生期又は国外発生期に設置する東近江市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）及び東近江市新型インフルエンザ対策本部条例（平成 25 年東近江市条例第 10 号）に基づき設置する東近江市新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対策会議の所掌事務)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の集団発生及び二次感染の防止についての緊急対策の決定に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等についての情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等の予防に係る啓発に関すること。

(対策会議の組織)

第 3 条 対策会議の組織は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長及び部長級の職にある者のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、所掌事務を総括する。

(対策会議の会議)

第 4 条 対策会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(対策会議の事務局)

第 5 条 対策会議の事務を処理するため、健康福祉部健康推進課に事務局を置く。

(対策本部の設置)

第6条 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合又は政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示した場合は対策本部を設置する。

(対策本部の所掌事務)

第7条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 職員の配備に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請及び連絡調整に関すること。
- (5) 県の対策本部との連携に関すること。
- (6) 他市町との連携に関すること。
- (7) その他新型インフルエンザ等対策に係る重要な事項の決定に関すること。

(対策本部の組織)

第8条 対策本部は、東近江市庁議等規程（平成17年東近江市訓令第1号）第6条に規定する部長会議を構成する者をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長には副市長、教育長をもって充てる。

3 本部員は、部長級の職にある者のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(対策本部の会議)

第9条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部の設置)

第10条 対策本部に次長級以下の者で構成する次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 現地対策部
- (4) 情報収集部

(対策本部における各部課等の業務)

第11条 新型インフルエンザ等に関する各種対策業務については、それぞれの課等において対応するものとする。ただし、当該課等のみでは対応することが困難な場合は、当該課等が属する部又は他の部の課等と共同して対応するものとする。

2 各課等の共通業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の感染状況調査及び情報収集に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の流行に伴い、通常業務で縮小又は停止することが可能

な業務、新たに生じる業務等について検討し、業務の継続に努めること。

(3) 新型インフルエンザ等対策における本部長の特命事項に関すること。

(対策本部の事務局)

第12条 対策本部の事務を処理するため、健康福祉部健康推進課に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、対策会議及び対策本部の運営に関し必要な事項は、委員長及び本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

○東近江市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、東近江市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから東近江市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月



東近江市役所 健康福祉部健康推進課

電話 0748-24-5646